

兵高教組

## 調査情報

2018年10月5日

13号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 人事評価・育成システム～積極的に開示を求めましょう

教職員（臨時的任用者を除き、再任用者は含む）は、10月1日を基準日として、校長や教頭から人事評価＝勤務評定されています。具体的には、「評価・育成シート」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階で評価されています。

高教組は、県教委と「兵庫の教育の発展、教職員と教職員集団の力量の向上」につながるものとすべきことを確認しています。人事評価を直接賃金や昇給に使う（成績主義賃金）ことについては一定の歯止めをかけていますが、開示等を通じて引き続きの監視が必要です。

## 標準の評価は「B」

評価は「S～D」でされ、標準は「B」です。総合評価の基準は次の通りです。

S	極めて良好である
A	特に良好である
B	良好である（標準）
C	概ね良好であるが、一層の努力を期待する
D	問題がある

## 個人目標の欄は空欄でも良い

一般職員への評価は、設定した目標を達成したかどうかという「目標管理」という方法はとらないことになっています。2016年度から「今年1年間で重点的に取り組むこと」という欄ができていますが、これは「目標管理」につながる危険があります。職員と面談をした上で校長が記入することになっていますが、県教委と高教組は、この欄は空白でも構わないと確認しています。

しかし、記入するのは校長です。自分の意に反した記入がされ、それに基づいた評価がされていないか、チェックする必要があります。評価の開示は重要です。

## 評価の開示は10/22(月)～11/9(金)

- (1) 評価・育成シートの提出（校長から県教委への提出期限） 10月19日(金)
- (2) 評価結果の開示 10月22日(月)～11月9日(金)  
※写しをもらうことができます
- (3) 苦情の申出 開示を受けた後(日)、2週間の期間

県教委は、「教職員の教育活動への取組状況を適切に記録・評価し、その結果に基づいて指導・助言を行う」としています。教職員には「適切」な評価であるか知る

権利があり、校長は、希望があった場合、内容を説明をして、教職員を「指導・助言」しなければなりません。

昨年度から再任用者への評価が実施されています。再任用者は、一年ごとに更新、任用されています。評価を通じて、不当に低い評価で再任用を辞退させようとしたり、任用拒否なども危惧されます。

開示の結果、記載されている評価に納得できない場合はその場で詳しい説明をしてもらいましょう。それで納得がいかなければ、県教委へ「苦情の申出」ができます。「苦情の申出」について、詳しくは高教組にお問い合わせください。

## 「提言シート」の提出は強制ではない

各学校で、「提言シート」が配られています。校長提出用（各学校の校長に直接提出）と教育委員会提出用（厳封して校長に提出して県教委へ）の2種類ありますが、「提言はあくまで自由記載であり、提出についても強制するものではありません」と県教委も言っています。

高教組は、「提言シート」は教職員と校長との間に「相互不信」を助長するなど無用な混乱を招きかねないものであると考えています。県教委は、「建設的な意見を校長に伝えることにより、学校運営をより良いものにするを目的」としていますが、本来は、教職員と校長が胸襟を開き直接対話してすすめるべきです。

しかし、ここ数年、校長からハラスメントを受けた、などの相談が高教組にもあり、一部に直接対話が困難な学校があるのも事実です。管理職からのハラスメントや働き方のことなど、重大な案件で、県教委へ伝える必要がある場合は、一度、高教組にご相談ください。

高教組は、勤務条件、職場環境で県教委と協議し、改善を目指す労働組合です。



**職場の働き方での困りごとは、高教組にご相談を！**